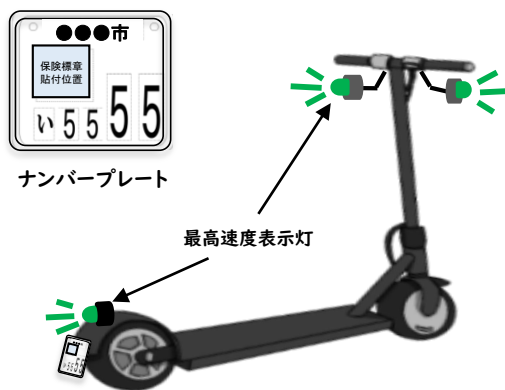


歩道通行できる特定小型原動機付自転車

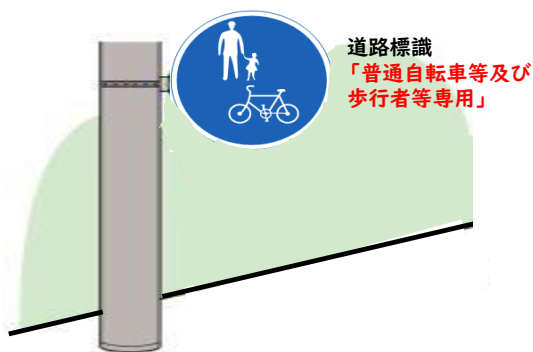
特定小型原動機付自転車で歩道を通行するためには、下記の条件を全て満たす必要があります。

◇ 車両の条件 (特例特定小型原動機付自転車)

- ☐ 最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させて表示
- ☐ 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、時速6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること
- ☐ 他の車両を牽引していない
- ☐ 車体の構造(※)が歩行者の通行を妨げるおそれがない



- ※ 車体の構造
- ・ 側車を付けていない
 - ・ 鋭利な突出部がない
 - ・ ブレーキが走行中に容易に操作ができる位置にある

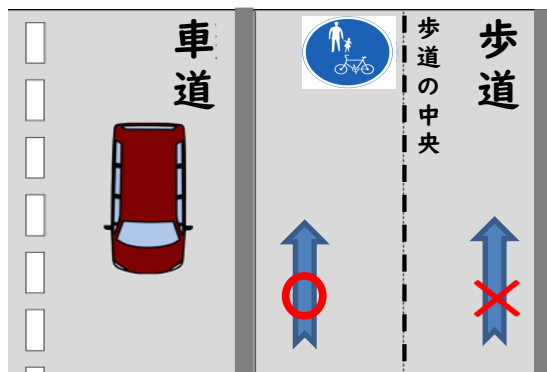


◇ 歩道の条件

- ☐ 普通自転車等及び歩行者等専用の道路標識が設置された歩道のみ

◇ 歩道の通行できる場所

- ☐ 歩道の中央から車道寄り
(普通自転車通行指定部分があるときは、その部分)



歩行者優先!!

歩行者の通行を妨げることとなるときは**一時停止**しなければなりません。

